

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-362	一組の医療用エックス線撮影機セット

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-10	一	医療用品等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
一組の医療用エックス線撮影機セット		
定義		
<p>医療用エックス線撮影機本体・エックス線撮影時に患者が横たわる検査台としてのベッド・その他エックス線撮影時に使用する器具が加わり 一体性を強く特徴づけて形成された装置体。 歯科用も含む。</p>		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
<p>物品名では分類しない。組物の要件を満たすものを分類する。 例えば ・物品名が「一組の医療用エックス線撮影機セット」であっても、組物として成立しないものは分類しない。 ・物品名が単に「医療用エックス線撮影機」であっても、組物として認められる場合はここに分類する。 医療用エックス線撮影に関する各機能を独立して持つ単位体は上位J7-360代、361に各々分類する。</p>		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
医療用エックス線撮影台		